

江戸川区子ども・子育て応援会議設置要綱

平成21年3月31日要綱第28号

改正

平成25年9月1日要綱第193号

江戸川区子ども・子育て応援会議設置要綱

(設置)

第1条 子どもの健やかな成長と、子育てを支える地域社会を実現するために必要な施策(以下「次世代育成施策」という。)の総合的かつ効果的な推進を図るため、江戸川区子ども・子育て応援会議(以下「応援会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 応援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における子育て支援に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (3) 次世代育成施策の推進上必要と認められること。
- (4) その他区長が必要と認めること。

一部改正〔平成25年要綱193号〕

(組織)

第3条 応援会議は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員31人をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援又は教育に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 福祉・保健関係者
- (7) 公募区民
- (8) 区議会議員
- (9) 区職員

2 前項に掲げる者のほか、区長が必要と認めるものを委員に委嘱することができる。

一部改正〔平成25年要綱193号〕

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 応援会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は応援会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成25年要綱193号〕

(会議)

第6条 応援会議は委員長が招集する。

2 応援会議は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 応援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 応援会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

一部改正〔平成25年要綱193号〕

(報償)

第7条 第3条の委員に対する報償は、別に定めるところにより予算の範囲内で支給する。

(庶務)

第8条 応援会議の庶務は、子ども家庭部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、応援会議の運営に関する必要な事項は、応援会議に諮り委員長が定める。

一部改正〔平成25年要綱193号〕

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成25年9月1日要綱第193号)

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。